

介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案 概要

※ 補正予算において、保育士の処遇改善については手当てされたが、介護関係については手当てされていない。

1 目的

この法律は、現在他の業種に従事する労働者と比較して低い水準にある介護従事者等の賃金の向上に資するよう特別の措置を定めることにより、介護を担う優れた人材を確保し、もって介護サービスの水準の向上を図ることを目的とする。

2 定義

- (1) この法律において「介護事業者」とは、介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者、介護保険施設等をいう。
- (2) この法律において「介護従事者等」とは、介護事業者の業務に従事する労働者をいう。

3 認定基準額

厚生労働大臣は、事業の種類及び地域ごとに、介護従事者等の賃金の当該地域における平均額を勘案し認定基準額を定めるものとする。

4 事業所の認定

介護事業者は、事業所ごとに、介護従事者等の賃金の見込額の当該事業所における平均額が認定基準額を下回らない旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

5 加算介護報酬の支給

- (1) 厚生労働大臣は、事業の種類及び地域ごとに、加算介護報酬に関する基準を定めるものとする。
- (2) 4の認定を受けた介護事業者に対しては、介護保険法の規定による介護報酬と併せて、(1)の基準により算定した加算介護報酬を支給する。
- (3) 加算介護報酬は、全額を介護保険から給付し、利用者の自己負担が増えないようにするものとする。
- (4) 加算介護報酬は、国が全額を負担し、保険料の引上げにつながらないようにするものとする。

6 労働条件の改善

介護事業者は、介護従事者等の賃金の引上げ、労働時間の短縮その他の労働条件の改善に努めなければならない。

7 施行期日等

- (1) この法律は、平成25年10月1日から施行する。(同日より、平均して1月当たり1人1万円賃金を上昇させる。)
- (2) この法律は、介護保険制度について見直しが行われ、介護を担う優れた人材の確保に支障がなくなったときは、廃止するものとする。